

大磯ヨットクラブ会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会を大磯ヨットクラブと称す。

第2条（本部）

本会の本部を会長 宅に置く。

第3条（所属）

本会は、大磯町体育協会に所属する。

1. 大磯町体育協会 評議員は大磯ヨットクラブ 体協部長が任にあたる。
2. 大磯町体育協会 理事は、本部役員として専門部グループ内持回り2年任期にて任に当たる。大磯ヨットクラブが担当 年度時には、会長が理事を推薦し役員合意にて決定する。

第4条（目的）

本会は、活動を通じて自然と人間のふれあいを大切にし、ヨットを健全なるスポーツとして普及するとともに、会員相互の親睦を図り、会員自身の健全な精神と肉体を育成する事を目的とする。

第5条（活動内容）

本会は、次の活動を行う。

1. ディンギーの乗船例会。
2. 会員相互の親睦行事。
3. ディンギー必須技術レベルを自己認識しレベルアップの取り組みを行う。
4. その他、地域、ボランティアへの協力等。
5. 友好団体との交流を通じ親睦を図り視野を広める。

第2章 会の責任・海難防止

第6条（会の責任）

本会は同好の集まりであり、海難事故および活動途中の交通事故等の人的、物的損傷、また、それに準ずる出費等の責任は、クラブ所有艇に加入する「ヨット・モーターボート総合保険」の対人対物賠償、搭乗者障害の範囲を除き一切負わない。

第7条（海難防止）

乗船例会は、万が一の場合に備え緊急の救助要請が可能な環境にて実施するとともに、各会員は、細目に示す乗船の心得をよく理解して自身の安全を確保し技術レベルアップを図ること。

実施に当たっては、天候、海況に特に留意し、安全を確保できないときは乗船を中止する。

第3章 役員・会議

第8条（役員）

本会に、次の役員を置き、会の運営、進行を行う。

会長、副会長、会計、体協部長、広報。ただし、役員、など役職の重任を妨げない。

第9条（任期）役員の任期を2ヶ年とする。ただし再任を妨げない。また、補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条（会長）

会長は、本会を代表し、会務、人事を総理する。

第11条（会務運営）

本会に、役員会を置き会務を運営する。

第12条（役員会）

役員会は前記役員で構成し、会長は役員会を召集しその議長となる。会長に支障があるときは、副会長が代行する事ができる。

第13条（顧問）（会計監査）（会計補佐）

本会は、役員会において必要と認めた場合には、顧問、会計監査、会計補佐を置くことができる。

第14条（会長・役員の改選）

会長・役員の改選は2年ごとに行い、役員会の協議を経て会長が任命を行い、総会の承認をもって決定する。

第15条（会計）

第1項 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日～3 月 31 日までとする。

第2項 会計担当者は、総会開催日までに会計収支を集計し会計監査担当の承認又は役員会の承認を得て総会の席上審議を得る。

第16条（総会）

第1項 総会は、毎年 1 回目の例会時に使う。

第2項 総会は、会長を議長とし全員の出席を原則とする。ただし、他会員に委任することができ、欠席表明を可能とする。

第3項 定時総会以外に、役員会が必要と認めた場合には、会長および役員会の召集により臨時総会を開くことができる。

第4項 総会における審議事項は、出席者及び委任票の会員数の 1/2 以上の賛成にて合意とする。

第4章 活動

第17条（例会）

例会活動は年間を通して行うが、参加者が多い 4 月～11 月は活動日程を立てて実施する。ただし、例会はヨットの乗船かねて行うので天候によってその都度、考慮する。

第18条（体協活動等）

本会が所属する大磯町体協の活動には積極的に参加し、地域との交流を深める。

第19条（必須技術レベル）

自分の技術レベルを認識しクラブで開催するレベルアップ講習や関連協会や団体の主催するレースに参加し、技量向上と交流を深める。また、クラブではクラブ内/クラブ外の上級者による技術レベルアップ講習会を行う。

第5章 経費

第20条（会計）

第1項 本会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

第2項 予算の執行申請は会員とし、その決済は①1万円以下は会計、②1万円を超える案件は役員会メンバー1/2 以上の合意、③予算外で1万円を超える案件は役員会の合意を経て会員の 1/2 以上の合意とする。

第3項 会計報告は総会において行う。

第21条（会費）

第1項 会への新規入会金はテスト入会として 5,000 円とする。尚、本会員に成らない場合、本入会金の返金は行わない。

第2項 本会員の年会費は 30,000 円とする。ただし本会員の 18 歳未満の家族は 3,000 円とする。ただし、休会の場合は徴収しない。

第3項 8月 1 日以降の入会(テスト入会)は本会員認定後年会費の 1/2 納入とする。なお、入会金 5,000 円は全額支払う。

第4項 退会した者が再入会の場合には入会金を徴収する。

第22条（保険）

本会の所有艇は、細目に規定する保険に加入する。

第23条（会費の納入）

会費はシーズン初めの例会の時迄に納入する。

第24条（振り込み口座）

会費その他諸経費の納入に便宜を図るため、銀行口座を設ける。

第25条（慶弔・見舞金・交際費等） 本会からの慶弔・見舞金・交際費等に関する支出は、その都度役員会にて協議して決定する。

第6章 入会、休会、退会**第26条（入会者）**

第1項 正会員は20歳以上の成人とする。ただし会員の18歳未満の家族の入会は認める。

本会への入会希望者は会則の説明を役員より受け、同意の後に申込みに必要な書類(大磯ヨットクラブテスト入会、

入会申込書)と5,000円を添えて申込み会長又は副会長の承認を得るものとする。

第2項 入会者はテスト入会後2~3回の例会参加後会員としての協調性と本会会則、規約に同調できる者と役員の1/2以上が判断した場合に本会員とする。

第27条（休会者）

本会を一定期間休会する場合は、事前に会長又は副会長に連絡する事。尚、休会後何も連絡がない場合は自動的に退会者とします。

第28条（資格喪失）

本会は次の者に対して、役員会に諮り退会させることができる。

第1項 会費を6ヶ月以上滞納し、総会並びに例会へも出席せず、1年以上連絡なき者。

第2項 会則に著しく反し、会の親睦を阻害したと認められる者。

第3項 会の運営に支障ありと認められる者。

第4項 反道義的な行いのあったと認められる者。

第29条（退会者）

第1項 本会を退会しようとする者は、会長又は副会長へ退会届又はメールを提出し退会することができる。

第2項 本会を退会した場合、退会させられた者は以後本会の名称の使用を禁ずる。

第3項 退会する者、退会される者は未納の会費その他諸経費を精算して退会すること。また、支払済年会費の返金は行わない。

第30条（会則、規約の変更）

本会の会則、細目の変更、追加、改定は、役員会に諮り総会において決定する。

【細目】**第1項 保険**

各艇毎に加入

シカーラ(ハワイ)(グアム)2艇:定員3名

シーマーチン 2艇:定員2名

ゴムボート(OYC) :定員4名

保険会社:要件を満たす保険会社
保険名称:ヨット・モーターボート総合保険

2022.3.14

補償内容:対人対物賠償額3千万円以上 2019年以降は1億円加入

搭乗者傷害:1事故3千万円、1名 1千万円

捜索救助: 50万円

上記の保険は毎年更新する。ただし保険要項等を変更する場合は、役員会にて協議し総会にて報告する。

第2項 乗船の心得

- 1 スキッパーは自分自身の技量を把握した上で、艇の状況、クルーの練度、身体のコンディション等をあらかじめ把握し、乗船しなければならない。
- 2 スキッパーは、風や波の状況を見極め、自身およびクルーの技量を超える場合は乗船を中止する。
- 3 乗船例会においては実施責任者を都度明確にし、活動の実施・中止の判断を行う。乗船中止の場合には各会員はその判断に従うこととする。但し、例会を実施する場合でも乗船の可否については1、2、に示すように最終的にはスキッパーの判断による。
- 4 例会幹事((xx))リーダー、(xx)副リーダーは、役員会で予め定めた者がこれにあたる。
- 5 乗船例会中は自力で帰港できない事態が発生したときには乗船者の1名以上が極力携帯等を所持し緊急連絡を可能に努める。
- 6 艇の点検、整備を常時より心がけ、破損箇所は修理し、弱くなっている部分は補強しておく。
- 7 海上では海上衝突予防法に従うとともに、海上レジャーのマナーを守り、常に安全に留意しつつ活動する。
- 8 初心者が乗船時は、特にデインギー2艇以上か救命艇必須で相互視界内でのセーリングを徹底する。
- 9 操船者はベテランばかりではなく初級者も多く操舵します。完沈リスク防止のため、艇へバルーン(フロート)を装着すること。

第3項 臨時乗船

本会の会員は例会以外にクラブ所有艇を使用することができる。

- 1 クラブ所有艇の使用は会員2名以上とし、乗船は会員、友好団体、会長又は副会長が認めるクラブ外の講師が同乗する以外は原則として認めない。
- 2 申請はクラブメールにて、3日前までにクラブメールにて申請し会長又は副会長の認可を受ける。
- 3 使用後は速やかに活動報告としてクラブメールにて報告する。

第4項 友好団体

2022年以降明記し、親交を図っていく。

現在、「三浦プライマリー」と親交を深めている。

第5項 会計監査、会計補佐

2021年より会計監査者の必要を総会にて認め、2023年中村さんへお願いしている。

2023年より会計を補佐する会計補佐を設け、川村さんへお願いする。サポート内容は会計の依頼にて実施とする。

第6項 役員

会長: 築山徳広 (2015年~)

副会長: 林 靖 (2019年~)

副会長: 田中耕平 (2023年~)

体協部長: 吉池信之 (2017年~)

会計: 三浦信行 (2017年~)

広報: 伊勢田誠 (2023年~) 但し、ホームページ更新、例会の活動報告更新等は江口信章にて継続実施。

会則改定履歴

日付 版 内容

2004.05.01 1 全面改定 ~ 2014.04.12 120 版迄省略

2015.04.11 11 細目第4項 役員改選 2017.04.08 12 細目第4項 役員改選

2018.03.03 13 第21条第2項、第3項、第4項、第26条第1項改定

2019.03.23 14 細目第4項 役員改選

2020.04.04 15 第3条1・2追加、第16条第2項変更、第4項追加、細目第1項変更、細目第2項5変更

2020.09.16 16 細目第1項保険 各艇の定員追

- 20220314 17 第5条 レース退会への参加削除、ティンキー必須技術レベルアップ、友好団体との交流等追加
第13条会計監査を追加、第15条会計承認方法改定、第19条レース等を削除/必須技術レベルとし、
講習会実施を盛込。第21条 入会金はテスト入会金、第26条 テスト入会から本会員へのハードル明記
承認者会長を会長又は副会長化、細目4項から5項を追加し関連を改定 他
- 20230402 18 第13条へ会計補佐を追加。第16条(総会)毎年1回3月迄を1回目の例会時へ変更。
細目第5項 会計監査者を変更、会計補佐者を追加。細目第6項副会長の追加、広報担当変更